

大牟田市事業継続応援支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態措置実施の影響により、売上が減少した中小法人・個人事業者の事業継続を支援するため、大牟田市事業継続応援支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、国の月次支援金（以下「国支援金」という。）又は福岡県中小企業者等月次支援金（以下「県支援金」という。）の交付を受けた大牟田市内の中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が役員となっている者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 国支援金を受けた者のうち、飲食店に酒類を販売する事業者で県支援金の交付を受けた者

(交付の額等)

第3条 支援金の額は、国支援金又は県支援金確定額の2分の1以内の額とし、支援金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請及び請求)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大牟田市事業継続応援支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、国支援金又は県支援金の交付額確定通知書の写し及び大牟田市事業継続応援支援金に係る取引先情報一覧（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 一度支援金の交付を受けた者は、同一の月に係る再度の支援金交付申請を行うことはできない。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、

適当と認めるときは、支援金の交付を決定するとともに交付額を確定し、大牟田市事業継続応援支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の場合において、支援金の交付目的の達成及び適正な執行に必要なと認める条件を付すことができる。

（支援金の支払）

第6条 市長は、前条第1項の決定をしたときは、当該請求を受理した日から30日以内に支援金を交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき

- 2 市長は、前項の取消しをしたときは、大牟田市事業継続応援支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の取消しにより交付決定者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、大牟田市事業継続応援支援金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。